

潜在起業家発掘事業企画運営業務委託仕様書

1. 業務名 潜在起業家発掘事業企画運営業務（以下「本業務」という。）

2. 委託期間 契約締結日から令和6年3月29日まで

3. 目的及び業務内容

若年層を中心とした潜在的な起業関心者の掘り起こしや将来的な選択肢としての起業を啓発するべく、県内在住及び首都圏在住で将来的な移住・二拠点生活を検討している、潜在的な起業関心者層の発掘等を目的として、参加者が起業に必要な知識・ノウハウを学ぶことができるプログラムを実施する。

【実施業務】

(1) 参加者の募集、情報発信

プログラムの参加者を募るため、ウェブページやチラシなど情報発信ツールを作成の上、鳥取県内外に広く情報発信し、参加者を募集する。

[プログラムの参加対象者]

鳥取県内での将来的な起業や新規事業を実施することに関心を持つ方々（社会人、学生等）

※参加者の居住地は県内外を問わないが、県外の参加者についての参加基準については、将来的な鳥取県経済への寄与を目的として事業実施する観点から、別途委託者と協議の上、定めるものとする。

(2) 起業・新事業創出等に関するプログラムの実施

起業関心者が起業・新事業創出やプログラミングについての関心を深め、基礎的な事項について学ぶことのできる短期プログラムを実施する。

<プログラムの想定イメージ>

- ・プログラムは、2日程度の座学講義と1日程度の発表会兼交流会で構成
- ・プログラムの実施については、東京都内、鳥取県内の2会場で同時開催とする
※東京都内の拠点を主会場、鳥取県内の拠点をサテライト会場として両会場をオンラインで繋ぎながら実施する
- ・今後の起業関心者のコミュニティ形成を進めるべく、鳥取県内の起業家や鳥取県ゆかりの起業経験者をプログラムに参画させるなどの取組も行う。

(3) 上記(1)～(2)の実施にかかる一連の事務局業務

本業務の実施にあたっては、適宜、鳥取県と協議を行いながら進めるものとする。

4. その他

(1) 受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的で利用することはできない。本業務終了後も、また同様とする。

(2) 本業務の契約に係る訴えについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。